

7 誰もが安心して生活できる福祉充実プロジェクト

政策目標の概要(A)

地域生活を送る上で特に困難を抱えることが多い高齢者や障害のある人の暮らしをさまざまな方面から支え、「QOL(生活の質)の向上」を重視した福祉施策を充実させる。また、日常生活を行う上で困難となるバリアを取り除くバリアフリーの推進とともに、はじめからバリアを設けないようなユニバーサルデザインを取り入れた社会づくりの推進に取り組む。さらに、虐待防止対策、認知症対策、自殺対策など、さまざまな立場の人の福祉を守る対策を推進する。

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価		
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		評価 区分	評価の考え方	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
1 高齢者福祉の充実																					
(1)高齢者の地域での安心した生活のサポート																					
■ 一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が地域で安心して生活するために、生活の支援や見守りのためのネットワーク構築など、地域における日常的な支え合い活動の体制づくりを行う市町村の取組を支援します。																					
			在宅医療総合推進事業	健康福祉部	地域包括ケア推進室	在宅医療提供体制を整備するための設備整備補助や在宅医療に係る人材育成、多職種連携、普及啓発等の事業費補助を行う。また、在宅医療への移行を円滑に進めるための冊子作成等に取り組む。	人材育成研修や多職種連携に係る事業参加者	H24:172名(地域リガー) H25:1,093名(人材育成研修) H26:2,414名(人材育成研修)	約1,000人	1,000人	1,000人	12,000	134,527	25,414	県内12地域における在宅医療人材育成事業に約2,400人の医療・介護従事者等が参加した。 また、在宅医療に係る設備整備、人材育成、多職種連携、普及啓発等を行う35事業に補助金を交付した。 在宅医療への移行を円滑に進めるための冊子を2万部作成し、病院等に配布した。	4	QOLへの関心の高まり等から、在宅医療・介護の提供体制の整備や連携が求められており、訪問診療に取り組む医師を増加させるための啓発や設備整備への補助等、事業の継続が必要。	4	地域医療介護総合確保基金を活用して、計画的に在宅医療への移行を進める必要があり、継続。		
■ 日々の買い物に気軽に行けない高齢者を中心に、中心市街地商業活性化支援事業や商業活性化支援事業などの補助制度を活用し、市町村とともに商店街の取組を支援することで、買い物利便性の向上を促進します。																					
			商店街活性化支援事業	産業経済部	商政課	商店街の活性化を図るために商店街団体等が実施するソフト事業及びハード事業に対して補助する。	補助事業実施件数	H23:22件 H24:19件 H25:20件 H26:16件	20件	15件	100件 (5ヶ年合計)	10,000	10,000	9,370	補助事業実施件数 16件	4	商店街団体等が行う様々な取組に対して補助することにより、地域社会を支える商店街のにぎわいづくりや空き店舗解消に一定の役割を果たしており、補助対象事業の見直しを図りつつ、継続して実施する必要がある。	4	商店街団体等による主体的な取組を促進し、地域の活性化を図るため、継続。 事業効果について検証を行うとともに、県と市町村の役割分担も踏まえ、効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。		
			買い物弱者対策	産業経済部	商政課	買い物弱者の支援事業を行う事業者に対する補助や、買い物弱者支援について関係者の情報交換や連携を促進するための事業者交流会を開催する。	補助事業実施件数	H23:2件 H24:4件 H25:3件 H26:1件	2件	2件	15件 (5ヶ年合計)	2,168	1,168	599	補助事業実施件数 1件	4	高齢化の進展や身近な商店の撤退等により、今後も買い物弱者問題は広がることが予想される。単独の市町村では対応できない広域的な事業への支援など、施策の見直しを図りながら、引き続き実施していく必要がある。	4	買い物弱者問題は、今後も拡大が予想される社会的な問題であり、引き続き取り組む必要があるため、継続。 福祉部局や市町村間の連携を強化し、より効果的な支援となるよう、事業内容の見直しを図っていく必要がある。		
■ 認知症サポーターの養成や成年後見ネットワークの構築など、認知症高齢者を地域で支える環境づくりに取り組みます。																					
			市民後見人養成講座	健康福祉部	介護高齢課	市町村における市民後見人の養成・活用の取り組みを支援するため、市民後見人養成等の事業の理解を深めるための市町村向けの研修会を開催する。	市町村職員を対象に市民後見の研修会開催数	H22: - H23: 研修会 1回 50人 H24: 研修会 1回 27人 H25: 研修会 1回 50人 H26: 研修会 1回 51人	研修会1回 参加者50人	研修会1回 参加者50人	研修会1回 参加者70人	165	163	103	市町村、地域包括支援センター職員を対象に研修会を開催し、市民後見人養成への理解の促進、普及啓発を図った。	4	認知症高齢者の増加など市民後見人の活用が必要が増加しており、引き続き、研修会を開催し、事業に取り組む市町村数の増加を図る必要があるため継続。	4	市町村における市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みを推進するため、継続。		
			認知症施策推進事業	健康福祉部	介護高齢課	県内の認知症施策にかかわる保健・医療・介護の関係者からなる「認知症施策推進会議」と「若年性認知症施策検討部会」を開催し、総合的な施策の推進を図る。	会議及部会の開催数	H22: - H23: 推進会議 年2回開催 部会 年1回開催 H24: 推進会議 年1回開催 部会 年1回開催 H25: 推進会議 年1回開催 H26: 推進会議 年1回開催	・推進会議 年1回開催 ・部会 年1回開催	・推進会議 年1回開催 ・部会 年1回開催	・推進会議 年2回開催 ・部会 年1回開催	222	236	165	推進会議 1回 各種認知症施策の概要、進捗状況の報告等	4	引き続き関係機関と連携し、総合的な認知症施策の推進を図っていく。	4	認知症に係る総合的な施策の推進を図るため、継続。		
			後期高齢者医療対策(財政安定化基金)	健康福祉部	国保課	保険料の未納リスク、給付増リスク、保険料上昇による群馬県後期高齢者医療広域連合財政への影響に対応するため、県に財政安定化基金を設置し、後期高齢者医療制度財政の安定化を図る。	国、県、広域連合の基金拠出率	H23: 0.03% H24: 0.09% H25: 0.09% H26: 0.044%	0.09%	0.044%	0.044%	280,748	280,848	280,744	群馬県後期高齢者医療財政安定化基金に積立を行い、後期高齢者医療財政の安定化を図った。(負担割合: 国・県・広域連合1:1:1)	4	法令に基づく事業であり、後期高齢者医療制度財政の安定化を図る上で必要不可欠である。	4	法令に基づく事業であり、後期高齢者医療を安定して運営するため継続。		

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>2

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	目標・指標							予算額		部局評価	財政課評価			
								成果(結果)を示す項目	実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価 区分	評価の 考え方	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)									
			認知症への理解を深める県民運動推進	健康福祉部	介護高齢課	認知症に対する理解を促進するため、認知症サポーターの養成支援を行うとともに、一般県民や企業を対象とした啓発事業を行う。	①認知症サポーター養成数 H22: 19,062人 H23: 11,386人 H24: 9,474人 H25: 7,800人 H26: 10,345人 ②キャラバン・メイト養成数 H22: 136人 H23: 86人 H24: 75人 H25: 102人 H26: 148人 ※累計 認知症サポーター 84,371人 キャラバンメイト 1,001人	・認知症サポーター養成数 10,000人 ・認知症サポーター養成数 10,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人	・認知症サポーター養成数 10,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人	・認知症サポーター養成数 累計80,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 累計1,000人	1,100	2,669	1,090	目標値達成に向け市町村と連携し、養成支援を図った。 認知症サポーター養成数 10,345人 認知症キャラバン・メイト養成数 148人	4	引き続き市町村と連携し、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの養成支援を行っていく。	4	認知症への理解促進を図るための事業であり、継続。			
(2)介護サービス基盤の整備																					
■ 特別養護老人ホームの入所待機者の状況を踏まえ、地域の実情や高齢者の心身の状況に応じた適切な施設や住宅の整備を積極的に推進します。																					
			老人福祉施設・介護老人保健施設整備費補助	健康福祉部	介護高齢課	介護サービス基盤の充実を図るため、群馬県高齢者保健福祉計画に基づく特別養護老人ホームの創設・増床整備に対して補助する。また、同計画に基づき、介護老人保健施設を計画的に整備する。	介護保険施設整備状況 ・特別養護老人ホーム(地域密着型含む) ・介護老人保健施設整備状況	H22: 特養8,062床、老健6,071床 H23: 特養8,479床、老健6,086床 H24: 特養8,998床、老健6,116床 H25: 特養9,425床、老健6,148床 H26: 特養9,870床、老健6,378床	特養 9,787床 老健 6,276床	特養 10,263床 老健 6,366床	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 10,000床 介護老人保健施設 6,366床 ※H26年度末 ※特養は開所ベースの数値	特養 1,154,160 老健 37,500	特養 557,844 老健 2,500	特養 631,744	特別養護老人ホーム整備 H27年4月末整備済数 10,017床 介護老人保健施設整備 H26年度末整備済数 6,378床	4	入所を希望する要介護者やその家族のニーズに対応するため、H28年度においても第6期高齢者保健福祉計画に基づき、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の計画的な整備を行う必要がある。 なお、特別養護老人ホームについては、H27年4月末現在で10,017床を整備済。	4	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備を計画的に進めるため、継続。		
■ 在宅や住み慣れた地域での生活が維持できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス等の多様な介護基盤や支援の充実等を図ります。																					
			地域密着型等介護拠点緊急整備	健康福祉部	介護高齢課	地域密着型サービスの拠点(小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等)の整備を図るため、地域医療介護総合確保基金を活用し、整備費の一部を補助する。	地域密着型サービスの拠点整備補助の箇所数	H22: 27箇所 H23: 15箇所 H24: 7箇所 H25: 10箇所(H24繰越分2箇所含む) H26: 5箇所(H25繰越分2箇所含む)	11箇所	4箇所(予算要求箇所数)	H27年度以降は地域医療介護総合確保基金により対応予定	162,302	865,200	93,594	地域密着型サービス拠点の整備に対して、整備費の助成を行った。H26年度は5箇所整備(H25年度からの繰越分2箇所を含む)。	4	地域包括ケアの構築に向けて、H27年度から新たに造成された地域医療介護総合確保基金を活用し、第6期高齢者保健福祉計画に基づき地域密着型サービス拠点を着実に整備していく必要がある。	4	地域密着型サービス拠点の整備を計画的に進めるため、継続。		
1 高齢者福祉の充実 小計 1,294,811																					
2 障害者福祉の充実																					
(1)障害者の地域生活の基盤整備																					
■ 障害のある人が住み慣れた地域において個々のニーズにあった生活ができるよう、住まいの場としてのグループホームやケアホーム、日中活動の場としての通所型事業所など、地域生活の基盤整備を推進します。																					
			障害者グループホーム等整備推進	健康福祉部	障害政策課	グループホーム事業者が事業の用に供するために、新たに建物を建設する場合等に必要となる工事費等に対する補助や、初年度備品購入費等に対する補助を行う。	生活介護 H23: 3,572 H24: 3,839 H25: 3,894 H26: 3,992 自立訓練 H23: 178 H24: 255 H25: 240 H26: 215 障害福祉サービス事業所等利用状況(人/月) 就労(移行・A型・B型) H23: 1,870 H24: 2,212 H25: 2,368 H26: 2,743 グループホーム H23: 1,089 H24: 1,288 H25: 1,416 H26: 1,557	グループホーム 1,396	グループホーム 1,544	生活介護 4,146 自立訓練 334	120,500	202,100	117,290	グループホーム事業者が新たにホームを建設する場合に必要な工事費等を補助し、住まいの場の確保に努めた。	4	入所施設等からの地域移行先として、グループホームの施設数と定員の増が求められているため、継続して設置促進を図る必要がある。	4	地域移行の受け皿として障害者グループホーム等を計画的に整備する必要があるため、継続。			
			心身障害児(者)施設整備費補助	健康福祉部	障害政策課	社会福祉法人等が行う施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者及び入所者等の福祉の向上を図る。	生活介護 4,011 自立訓練 325 就労(移行・A型・B型) 2,324	生活介護 4,146	生活介護 2,525 グループホーム 1,544 (※26年度末)	515,096	309,400	1,159,796	社会福祉施設等施設整備は、障害者の日中活動の場の整備、施設の老朽化等に対応していくため継続して実施する必要があり、H26年度においても着実に実施した。	4	日中活動の場である生活介護事業所、就労系事業所等の整備を進め、障害児(者)が安心して暮らすためのサービス提供体制の充実を図る。	4	心身障害児(者)施設整備を計画的に進めていく必要があるため、継続。				

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)								
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標					予算額		H26事業結果	部局評価		財政課評価			
									実績値		目標値			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)		H26 決算 (千円)	評価: 区分	評価の考え方	評価: 区分	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)										
			地域活動支援センター施設整備		健康福祉部	障害政策課	日中活動の場として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行う地域活動支援センターの施設整備費に対して補助する。	地域活動支援センター設置数	H23: 77箇所 H24: 85箇所 H25: 85箇所 H26: 81箇所	88箇所	89箇所	90箇所	12,150	12,150	12,150	4	日中活動の場として、地域活動支援センターの施設数と定員の増が継続的に求められているため、引き続き市町村が実施する整備事業に対する財政支援を行う。	4	障害者の日中活動の場を確保するため、継続。			
			県立障害者リハビリテーションセンター再編整備事業		健康福祉部	障害政策課	施設の老朽化による利用者の生活環境の低下や、利用者の高齢化及び重度化、更に地域移行の推進など、新たな需要への対応が求められている。このため、県立施設として果たすべき役割を整理し、機能強化に必要な「新たな施設の建設」と「現在の施設の改修」を利用者に配慮しながら、段階的・計画的に実施する。	医療的ケアを必要とする重度障害者の生活支援(難病患者を含む)を充実させる。また、高次脳機能障害者の社会参加を支援するため生活訓練を実施する。さらに、上記サービスの提供に必要な人材の育成など県立施設での役割を果たしていく。	H24: 生活支援棟機械浴更衣室の増改築等の実施設計 H25: 生活支援棟機械浴更衣室の増改築等工事、新棟の基本設計 H26: 新棟及び現施設改修の実施設計、埋蔵文化財調査、造成工事等着手	-	-	-	111,000	796,252	138,127	4	H27年度に新棟建設工事に着工するために必要な実施設計、埋蔵文化財発掘調査、不要施設の解体や水道管移設工事、土地交換契約、法令に基づく開発許可や農地転用、土地形質変更届出等がH26年度内に完了した。なお、H27年3月に着工した土地造成及び道路拡幅工事については、H27年9月に完了した。	4	H28年度の新棟完成・利用開始に向けて、引き続き、障害者リハビリテーションセンター再編整備基本計画に基づき必要な施設整備を段階的に実施する。			
■ 障害者歯科診療施設の運営や施設整備を支援し、障害のある人の歯科診療体制を整備します。																						
			心身障害児(者)歯科診療事業委託		健康福祉部	医務課	障害者歯科診療体制の充実を図るため、障害児(者)専門の歯科診療を委託により実施する。	障害児(者)歯科2次医療機関における歯科医師の延べ従事者数	H22: 487人 H23: 506人 H24: 739人 H25: 724人 H26: 718人	710人	710人	710人	20,000	20,000	20,000	4	心身障害児(者)歯科診療事業を群馬県歯科医師会に委託実施した。歯科総合衛生センターにおいて、診療日数237日、延べ患者数5,832人(前年度比11.8%増)の実績。	4	一般の歯科診療所では診療が困難な心身障害児(者)の歯科診療体制を確保できた。H27年度から開始予定の全身麻酔治療を本格的に実施できるように障害児(者)歯科診療体制を拡充することが必要である。			
(2)障害者の地域生活支援・就業支援の推進																						
■ 関係機関と連携し、相談支援体制を整備するなど、障害のある人の地域生活を支援します。																						
			障害者相談体制支援		健康福祉部	障害政策課	県全体の広域的課題等について、対応方針等を協議・検討するため、県自立支援協議会を設置・運営する。なお、地域課題や県全域で対応が必要な事項等を把握するため、県自立支援協議会に専門的知識と経験を有する相談支援アドバイザーを配置し、各地域での検討の場に参加する。	各地域で開催される協議会に、県アドバイザーが参加する回数	H23: 148回 H24: 189回 H25: 171回 H26: 183回	150回	150回	150回	6,146	6,517	5,889	4	各市町村又は圏域ごとに開催される協議会(地域の相談支援体制の構築ほか各種課題を検討するための協議会)に、アドバイザーが参加して課題や情報を収集するとともに、必要な助言を行った。県自立支援協議会を3回、サブ協議会(部会)やアドバイザー会議、打ち合わせ会議を20回、市町村協議会関係者懇談会を1回開催したほか、障害者の地域移行等を考えるシンポジウムを開催した。また、第4期障害福祉計画の策定に関する検討・協議を行った。	4	地域での課題の集約及び広域的・専門的な観点からの助言を行う相談支援体制整備事業(アドバイザー事業)は、地域におけるネットワークを構築し、中長期的な課題等に対応するため、今後も継続が必要。また、障害者が地域で自立した生活を送るうえで県全域における課題や分野別の課題などの検討・協議を行うため、自立支援協議会の定期的な開催が必要。			
			障害者地域生活支援推進	新規	健康福祉部	障害政策課	入所施設から地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行、地域生活を体験する機会の確保などを図り、障害者の地域生活を支援する。	福祉施設から一般就労への移行者数	H23: 54人 H24: 71人 H25: 100人 H26: 集計中(6月頃確定)(実績は各年度ごと)	64人 (※H26年度)	64人	64人 (※H26年度)		7,000		平成27年度新規事業のため、事業評価対象外						
			精神障害者地域移行支援事業		健康福祉部	障害政策課	居住先や地域での支援が整えば退院が可能な入院中の精神障害者(退院可能な精神障害者)について、本人の意向を尊重した上で、地域移行を支援する。	退院可能な精神障害者の退院者数(H20年10月からの累計)	H23(H24.10まで): 470人 H24(H25.10まで): 506人 H25(H26.10まで): 523人 H26(H27.3まで): 544人	-	773人	773人(H26年度まで)	4,585	4,433	3,983	4	精神科病院入院患者との交流により、その退院意識を高めること等を目的に精神障害者ピアサポーターを養成し、精神科病院へ派遣した。また、地域移行に困難を伴う高齢入院患者を対象とした退院支援会議を定期的に開催するなどのきめ細かい退院支援を行った。	4	退院可能な精神障害者の地域移行を進めるとともに、地域社会の一員として安心して生活出来るようにするため、継続して取組を推進する必要がある。			
			発達障害者支援体制サポート事業	新規	健康福祉部	障害政策課	発達障害の特性や支援方法を理解し、身近な地域で適切な支援を提供できる人材の養成などを図り、地域における発達障害者支援体制を強化する。	発達障害支援者専門研修修了者数	-	-	-	6人		3,830		平成27年度新規事業のため、事業評価対象外						
■ 障害者就業・生活支援センターの設置等により、障害のある人の個々の状況に応じた就業支援や生活支援を図るとともに、企業の障害者雇用の促進を図ります。																						
			障害者就業・生活支援センター運営事業		健康福祉部	障害政策課	就職や職場への定着が困難、あるいは就業経験のない障害者に対し、就業支援及び日常生活、社会生活上の支援を行う。	支援対象者(登録者)数	H23: 2,499人 H24: 2,803人 H25: 3,278人 H26: 3,855人	2,900人	2,900人	2,900人 (※26年度末)	54,656	52,392	49,144	4	県内8カ所の障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置し、離職した者又は離職するおそれのある在職者、就職や職場への定着が困難な障害者等に就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談を行った。県知事が指定する社会福祉法人(県内8カ所)に委託して実施。	4	適切な生活支援・就業支援を行うために継続。登録者数は年々増加し、目標数を大幅に上回っており、必要性は依然として高い状況である。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>4

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額		H26 決算 (千円)	H26事業結果	部局評価	財政課評価			
									実績値	目標値						H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	評価 区分	評価の考え方	評価の考え方
										H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)								
			工賃向上計画支援事業	健康福祉部	障害政策課	障害者就労施設等を利用する障害者の工賃向上のため、大口の受注に応じる共同受注窓口設置、運営及び経営・営業にかかわるコンサルタント派遣等を行う。	就労支援施設等における月額平均工賃額	H23: 14,945円 H24: 15,973円 H25: 16,346円 H26: 16,979円	18,500円	20,000円	20,000円 (※H26年度)	19,357	15,800	9,996	4	障害者施設等で働く障害者の工賃水準を向上させるため、①第2次群馬県工賃向上計画の策定検討、②施設職員向けの研修会の開催、③障害者施設等が共同で受注する窓口の設置・運営及びホームページの開設、④販売会の開催、⑤製品向上のため専門家の派遣を実施した。	4	障害者が自立した生活を送るためには、所得水準の向上が重要であり、障害者就労施設等で働く障害者の所得(工賃)を向上させるため、本事業の実施は必要。 県内の平均月額工賃はH22年度から上昇しているが、目標工賃にはまだ届いておらず、事業の継続が必要。	4	H26年度の工賃は目標達しておらず、障害者の自立に向け、より工賃を引き上げる必要があるため、事業を見直ししながら、継続。
			宿泊型自立訓練事業所体験利用費補助	健康福祉部	障害政策課	短期間の体験利用制度がない宿泊型自立訓練事業について、体験利用制度を創設し、事業の利用を促進することにより、障害者の地域移行を推進する。	体験利用人数	H23: - H24: 15人 H25: 22人 H26: 21人	27人	27人	27人	960	840	291	4	延べ21人、98日間の体験利用が行われた。	4	引き続き、障害者による自立訓練の体験利用を支援し、障害者の地域移行を推進する。	4	宿泊型自立訓練事業所への適性を判断するため、体験利用を行うことで障害者が「サービスを選択する幅」が広がっていることから、継続。
			障害者就労サポートセンター事業	産業経済部	労働政策課	県庁内に障害者就労サポートセンターを設置し、関係部局及び関係機関との連携を強化し、障害者の就労先、職場実習先の開拓、県庁における特別支援学校高等部の生徒の職場実習の受入れ等を実施し、障害者雇用の一層の推進を図る。	障害者就労サポートセンターの支援による障害者の就職決定件数	H25: 61人 H26: 112人	-	100人	120人	4,611	2,109	4,136	4	障害者就労サポートセンターが、関係部局及び関係機関との連携を強化し、企業への支援、障害者の就労先、職場実習先を開拓した結果、112人の就職に結びついた。 また、県庁における特別支援学校高等部の生徒の職場実習の受入れについても、H26年度は受入先を地域機関等にも拡大して実施するに至るなど、障害者雇用の促進に一定の成果を得ることができた。	4	本県民間企業の実雇用率及び法定雇用率達成企業割合ともに大幅に改善できており、法定雇用率達成企業割合は、当面の目標としていた5割を超えたものの、実雇用率は未だ全国平均に達しておらず、更なる取組が必要となっている。	4	関係機関との連携を強化し、障害者への支援と、企業への支援の両面からの取組みにより、障害者雇用の一層の推進を図る必要があることから、継続。
			障害者能力開発	産業経済部	産業人材育成課	障害のある人を対象とした訓練コースを設定し、職業能力の開発機会の充実を図る。	訓練生の修了率	H23: 100% H24: 91.7% H25: 81.3% H26: 88.0%	90%	90%	90%	19,524	15,029	9,944	4	21コース(介護職員初任者研修1、実践能力習得コース20)の訓練を実施し、障害者の一般就労促進及び雇用継続に資するための、能力開発の促進を図ることができた。 受講者25名、修了者22名	4	障害者の一般就労を促進する上で、民間事業所等を活用した訓練の実施は効果的であることから、引き続き、関係機関との連携を密にしながら、取り組んでいく。	4	障害者就労の支援策としての必要性から、継続。 引き続き、訓練内容の充実と努めるとともに、就職率の向上につながるよう、関係機関との連携を一層強化して取り組む必要がある。
			業務支援ステーション「チャレンジウィズぐんま」	総務部	人事課 総務事務センター	障害者雇用を推進するため、県が知的障害者を非常勤嘱託として雇用し、文書集配や職員の補助的な業務を担当。県庁での就労経験を活かして民間企業等への就職につなげる。	①雇用者数 ②民間企業等へのステップアップ(再就職)者数	①H25 5人 H26 6人 ②H26 1人	①5人	①5人	①5人 ②5人	7,348	8,845	7,278	3	最大6名の知的障害者を非常勤嘱託として雇用し、県庁舎内の文書集配やシュレッダー作業、地域機関の除草等を実施。 それらの作業を通じ、次の就労に向けた、本人の得手不得手の把握、苦手分野の克服に取り組んだ。 また、障害者就業・生活支援センター等と連携し障害者就職面接会や企業・大学での実習に参加。うち1名が、民間企業に就職した。 ほか、年度途中に1名が退職している。	3	H25年度から開始した本事業は、民間企業に就職した者もあり、成果が着実に現れている。 障害の有無にかかわらず、共に生きる社会を実現するという社会的要請は強く、本県においても、知的障害者の就労機会拡大を図らなければならない。 そのため、総務事務センターでの雇用増のほか、地域機関等も含め、県庁を挙げて、一層障害者雇用を推進すべきであり、本事業を拡充する必要がある。	3	県が率先して障害者雇用に取り組む上で、地域機関における雇用拡大は必要であり、拡充。 今後は、障害者を雇用する職場における業務全体の役割分担等の見直しもあわせて検討する必要がある。
(3)障害者の社会参加促進																				
■ 文化や障害者スポーツの振興などを通じて、障害のある人の社会参加を推進します。																				
			障害者週間記念行事	健康福祉部	障害政策課	障害のある方の社会参加の推進と障害のある方に対する県民の理解を深めるため、障害者週間に併せて障害者作品展を開催する。	出品数	H23: 248作品 H24: 231作品 H25: 284作品 H26: 302作品	250作品	250作品	250作品	757	1,265	644	4	障害のある方が作成した作品を展示し、障害者の文化活動の振興及び社会参加推進に努めた。 出品数はH25年度から増加し、過去最高を記録した。	4	作品展示により、障害者福祉についての関心と理解を深めることに寄与しており、今後も継続して実施する必要がある。	4	障害者の自立と社会参加促進を図るため、継続。

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>5

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)									
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価					
									実績値	目標値								H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価: 区分	評価: 考え方	評価: 区分	評価: 考え方
										H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)									H27 (当年度)	※評価区分の凡例 1. 廃止・休止・終了 2. 縮小・一部廃止・統合 3. 拡充 4. 継続		
			群馬県障害者スポーツ大会運営委託		健康福祉部	障害政策課	障害のある方が各種競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障害のある人に対する理解を深めることを目的とし県障害者スポーツ大会を開催する。	参加申込者数	H23:2,378人 H24:2,482人 H25:2,392人 H26:2,192人	2,500人	2,500人	2,500人	17,226	16,988	16,918	4	障害のある方が大会に参加し、競技等を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、他者との交流を図る機会となっている。また、障害に対する県民の理解を深め、障害者に対する理解促進に努めた。	4	障害者のスポーツ振興と社会参加の促進を図るため、継続。					
			全国障害者スポーツ大会選手団派遣		健康福祉部	障害政策課	国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開催される全国障害者スポーツ大会に選手を派遣する。	個人競技選手、役員のパイロット者数	H23:54人 H24:53人 H25:67人 H26:55人	67人	56人	55人	10,269	10,042	9,922	4	大会及び大会前の練習を通して障害者の社会参加を推進するとともに、県民の障害者に対する理解促進に努めた。	4	障害者のスポーツ振興と社会参加の促進を図るため、継続。					
			障害者スポーツ普及推進事業	新規	健康福祉部	障害政策課	障害者スポーツの普及を図るために、ホームページでの情報発信・各団体との連携等を担うコーディネーターの設置や、学校等においてトップアスリート交流事業を実施する。 障害者スポーツの普及啓発を図るため、トップアスリートによる講演会等を実施する。	参加申込者数 ①県大会 ②全国障害者スポーツ大会	-	-	-	①2,500人 ②120人	-	3,800	-	平成27年度新規事業のため、事業評価対象外								
			障害者スポーツ競技力向上事業	新規	健康福祉部	障害政策課	パラリンピック等の国際大会で活躍する選手を輩出することを目的に、優れた人材を早期に発掘して、計画的な育成・支援を図るパラアスリート発掘・育成事業を実施する。併せて、トップレベルの指導者による研修会を実施し、指導力の向上を図る。	国際大会出場者 (パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス、アジアパラ競技大会、アジア太平洋ろう者競技大会)	-	-	-	3	-	2,700	-	平成27年度新規事業のため、事業評価対象外								
			声の広報、点字広報		総務部	広報課	ぐんま広報の内容を中心とした「声の広報」「点字広報」を発行し、視覚障害者に県の情報を提供する。 委託先: 県視覚障害者福祉協会、県社会福祉事業団	発行部数(声の広報/点字広報) ※月当たり ※「声の広報」はCD・テープ作成数	H22 135本/450部 H23 135本/450部 H24 135本/430部 H25 135本/415部 H26 135本/415部 H27 135本/415部	135本/415部	135本/415部	135本/415部	2,702	2,718	2,694	4	毎月発行(ぐんま広報発行日から1週間以内) 声の広報 135本×12回 点字広報 415部×12回	4	視覚障害者に、県の情報を引き続き提供していく必要がある。	4	視覚障害者に対する県政情報の重要な伝達手段の1つであり、継続。			
2 障害者福祉の充実 小計 1,491,643																								
3 安全で生活しやすい環境づくり																								
(1)人にやさしいまちづくりの推進																								
■ 誰もが生き生きと心豊かに日常生活を営み、社会活動を行うにあたり、これらを困難にするような住環境のバリアと人の心や意識のバリアを取り除き、また、はじめからバリアを設けないようにするための施策を推進します。																								
			歩道のバリアフリー化		県土整備部	道路管理課	段差の少ない歩道整備や既設の波打ち歩道の段差解消など歩道のバリアフリー化を図る。	歩道のバリアフリー化率	H23 :50% H24 :51.5% H25 :55.7% H26 :56.8%	53.3%	54.5%	56%	853,200	1,103,200	2,063,982	4	(国)354号ほか計59箇所の歩道段差解消と、(主)前橋館林線ほか計24箇所の電線共同溝を実施した。	4	最終目標である56%を前倒しで達成することが出来たが、高齢者や障害者等も含めた誰もが安心して利用できる道路空間を確保するために、今後も継続して事業を実施する必要がある。	4	県民の安全安心のため、誰もが安心して通行できる道路空間を整備する必要があり継続。			
			バリアフリー駐車場適正利用促進		健康福祉部	障害政策課	車いす利用者用駐車場の不適正利用をなくすため、利用対象者に利用証を交付するとともに、駐車場管理者と県で協定を締結し、利用証を持った方が車いす利用者駐車場を利用できるようにする。	駐車場協力施設数	H23:729施設 H24:785施設 H25:796施設 H26:799施設	880施設	940施設	1,000施設	1,000	1,000	966	4	「思いやり駐車場利用証制度」の普及啓発に努め、利用証の交付数、協力施設数ともに増加した。	4	障害のある方など歩行が困難な方が、公共施設やショッピングセンター等の車いす駐車場を利用しやすくなることで、社会参加の推進に寄与している。必要な制度見直しを行いつつ、今後も継続して実施する必要がある。	4	車いす利用者用駐車場の適正利用を図るため、継続。			
■ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の活動支援など、地域において支え合い、共に暮らすことができる地域社会づくりを進め、地域福祉を推進します。																								
			地域あんしん生活支援(日常生活自立支援)		健康福祉部	健康福祉課	日常生活自立支援事業を行う県社協等を支援し、地域における権利擁護を強化する。	日常生活自立支援事業の利用者数	H22:803人 H23:861人 H24:912人 H25:928人 H26:948人	880人	905人	960人	78,202	82,634	93,182	4	判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行った。	4	認知症高齢者等の増加に伴い、制度利用者が増加の一途をたどっている。それらの方々地域で自立した生活を営むことを支援するため、引き続き実施する。	4	福祉サービスの利用等に援助を必要とする高齢者等の権利擁護を図るための経費であり継続。			
			地域あんしん生活支援(生活福祉資金貸付)		健康福祉部	健康福祉課	県社協が行う、生活福祉資金貸付事業に対する補助を行い、低所得者等の経済的自立及び社会参加の促進を図り、安定した生活を行えるよう支援する。	生活福祉資金貸付事業の貸付件数	H22:1,557件 H23:1,310件 H24:1,220件 H25:1,063件 H26:969件	1,000件(指標)	1,000件(指標)	1,000件(指標)	56,964	30,079	68,541	4	低所得者、高齢者、障害者世帯等へ貸付及び相談等を行い、経済的自立等がはかれるように支援を行った。	4	生活保護の受給者となる前の低所得者等に対する第2のセーフティネットとしての役割は重要であり、継続して実施していく。	4	生活保護に至る前の低所得者のセーフティネットとして必要な経費であり継続。			

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>6

主な取組 (B)	施策 (C)	事業 (D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)													
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/ 再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		部局評価	財政課評価										
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価: 区分	評価の 考え方	評価: 区分	評価の 考え方							
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)																
			民生委員・児童委員協議会補助	健康福祉部	健康福祉課	行政と連携して、地域福祉を推進していく地域の要である民生委員・児童委員の活動を支援するため、県民生委員児童委員協議会へ活動費等を補助する。	1人あたり活動日数	H22: 137日 H23: 140日 H24: 139日 H25: 131日 H26: 133日	140日	140日	140日	182,878	182,878	182,878	4	民生委員・児童委員の活動支援は地域福祉の推進に不可欠であり、今後も効果的な執行を検討しつつ、効果的に取り組んでいく。	4	地域福祉の推進のための民生委員・児童委員の活動にかかる経費であり継続。										
			生活困窮者自立支援	健康福祉部	健康福祉課	県内5か所に相談支援員を配置し、生活保護に至る前段階における生活困窮者の自立を支援する。	相談件数	H26: 55件	—	—	150件	27,800	34,527	16,608	3	生活困窮者自立支援法の成立により、H27年度から生活困窮者に対する自立相談業務等の実施が必須化されるため、モデル事業を実施し、生活困窮者の自立促進を図るとともに、本格施行に向けた課題抽出・体制整備を行った。	4	H27年度に支援員の増員(3人→7人)をしたところであり、その効果や利用者数の状況、支援員の活動実績を踏まえ検討する必要があるため継続。										
(2)社会福祉施設の防災指導																												
■ 高齢者や障害のある人が安心して暮らせるよう、社会福祉施設の立入検査を含めた防災指導等により、安全性の向上を図ります。																												
			建築物違反対策及び建築物防災対策	県土整備部	建築課	建築基準法違反建築物への是正指導等の実施及びホテル・旅館や社会福祉施設などの特殊建築物の防災対策に係る定期報告提出の指導及び防災査察等を行う。	ホテル・旅館や社会福祉施設などの特殊建築物への戸別による防災査察指導等の件数	H23: 257件 H24: 432件 H25: 179件 H26: 108件	240件	170件	累計 1,750件	1,374	1,693	645	4	全国的に多発する火災事故等を受け、観光客や多くの県民が利用する建築物への防災査察を継続し、安全・安心の確保に努めている。 また、査察結果を踏まえ、防火・避難等に対する違反是正が未完了である建築物等へのフォローアップ(公表を含む)を引き続き推進する必要がある。	4	引き続き、指導に万全を期し、県民の安全安心を確保していく必要があるため継続。										
(3)住宅セーフティネットの構築																												
■ 自力では住宅確保が困難な方などが良好な生活環境を確保できるよう、県営住宅の整備や既存県営住宅を有効活用した改修等、住宅セーフティネットを構築します。																												
			住宅供給公社助成	県土整備部	住宅政策課	中堅所得者向け賃貸住宅(特優賃)の管理、サービス付き高齢者向け住宅の建設にかかる費用の貸付等を行う。	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設による住戸供給	H23: 適切な貸付 1,995,000千円 H24: 適切な貸付 2,309,600千円 H25: 適切な貸付 2,281,300千円 H26: 適切な貸付 2,149,826千円	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の建設、供給	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の供給	特優賃の円滑な管理及び元総社多機能賃貸住宅の供給	2,164,222	2,085,530	2,164,468	4	特優賃の建設借入金の借り換え資金、過年度取得用地資金、賃貸住宅事業資金を住宅供給公社に貸し付けることにより、中堅所得者層の住宅政策としての住宅の円滑な管理、供給することができた。	4	自力では住宅を確保することが困難な方々が住宅を確保できるようにする仕組みの構築及び高齢者・子育て世帯の居住安定確保のために必要な事業である。										
			社会資本総合整備(県営住宅建設)	県土整備部	住宅政策課	群馬県住生活基本計画に基づき、住宅困窮者が良好な生活環境を確保できるように、県営住宅の整備、住環境改善を図る。	県営住宅の建替の戸数	H23: 建替0戸 H24: 建替27戸 H25: 建替16戸 H26: 建替37戸	建替29戸	建替37戸	累計 建替116戸	339,682	370,114	2,548,377	4	建替事業により、バリアフリー化等、住環境が改善整備された県営住宅を供給することができた。	4	住宅困窮者に対し、一定の居住水準を満たす住宅を提供する必要があるため継続。 なお、引き続き、過度な投資とならぬよう、老朽化の状況や入居率などを踏まえた上で、計画的な整備に努める必要がある。										

【「はばたけ群馬プラン」重点プロジェクト推進シート】 <PJ7>7

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)							
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額			H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	部局評価	財政課評価			
									実績値	目標値								H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の考え方	評価の考え方
										H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)										
			地域優良住宅への助成		県土整備部	住宅政策課	中堅所得者等の居住の用に供する公的賃貸住宅の家賃の一部助成を行い、県民が優良な居住環境の賃貸住宅に住み、安心、安全で豊かな住生活の実現を図る。	補助金交付を円滑に行うことと、入居者の居住の安定を図る	H23: 特定優良民間賃貸住宅補助 23戸 1,289千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 90戸 6,099千円 H24: 特定優良民間賃貸住宅補助 18戸 440千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 90戸 6,328千円 H25: 特定優良民間賃貸住宅補助 4戸 55千円 特定目的借上公共賃貸住宅補助 91戸 6,231千円 H26: 特定目的借上公共賃貸住宅補助 85戸 6,096千円	特定優良民間賃貸住宅補助 40戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 98戸	特定優良民間賃貸住宅補助 40戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 98戸	特定優良民間賃貸住宅補助 累計275戸 特定目的借上公共賃貸住宅補助 累計480戸	6,895	6,819	6,148	特定目的借上公共賃貸住宅の家賃補助を行うことにより、入居者の居住の安定を図ることができた。	特定目的借上公共賃貸住宅補助については、補助期間が平成33年度までとなり、当該入居者の居住の安定を図るため、当該家賃補助を継続して実施していく。	4	過去に整備されたものの家賃の減額に対する助成であり継続。			
			住情報の提供		県土整備部	住宅政策課	住宅、住生活に関する様々な情報を提供することにより、県民の住まいや住まい方に関する知識向上を図る。またこれにより、安心・安全な住宅取得等を通して、より豊かな住生活の実現を図る。	住宅相談件数	H23: 774件 H24: 804件 H25: 1,162件 H26: 1,108件	1,250件	1,350件	累計 6,060件	19,798	20,762	19,558	住宅に関する情報提供及び住宅相談に応じる業務を住宅供給公社に委託し、県民に住情報を提供した	「ぐんま住まいの相談センター」は県内唯一の総合的な住宅関連情報提供機関であり、今後も必要である。なお、H26の相談者に対して実施した満足度調査(5段階評価)では、平均値が4.29と高評価を得ている。	4	住宅に関する総合的な情報提供を継続して行う必要があるため継続。			
3 安全で生活しやすい環境づくり 小計 3,919,236																						
4 社会的に弱い立場の人を守る対策の推進																						
(1)虐待防止対策の推進																						
■ 高齢者や児童等に対する虐待防止のため、予防・早期発見・早期対応を推進します。																						
			児童養護施設等対策		健康福祉部	児童福祉課	虐待を受けた子ども等を里親や施設に委託して養育する。また、家庭的な養育環境の中で、きめ細かなケアを実践するため、施設の小規模グループケア等を推進する。	児童養護施設の定員(地域小規模を除く)	H22: 366人 H23: 386人 H24: 422人 H25: 412人 H26: 387人	412人	387人	382人	2,256,652	2,273,260	2,272,464	児童保護措置費 2,245,453千円 児童養護施設等の環境改善 7か所 3,894千円	虐待を受けたり、家庭で養育できない児童等に安全で安心な生活を保障するために必要な事業である。施設の小規模グループケアの方向で目標値どおりに定員の削減を行っている。今後も子どもたちにきめ細かなケアを行うため、継続して対策に取り組む必要がある。	4	法令に基づく児童保護措置費負担や、児童養護施設の施設整備であり、継続。施設を小規模化していく目標は概ね達成している。			
			家庭児童福祉推進		健康福祉部	児童福祉課	児童虐待相談等に対応するため、児童相談所に嘱託相談員等を配置し、体制を強化するとともに、オレンジリボンキャンペーン等による広報啓発を行う。	通告後24時間以内に安全確認できた割合(通告後24時間以内の安全確認件数/安全確認が必要な通告件数)	H22: 96%(394/412) H23: 95%(451/475) H24: 94%(449/478) H25: 91%(507/557) H26: 88%(691/775)	100%	100%	100%	59,969	58,516	52,587	児童相談所体制強化 51,575千円 ・通告件数958件(うち安全確認が必要な件数775件、24時間以内の安全確認691件) オレンジリボンキャンペーンの実施 1,012千円	児童虐待防止のため、関係機関との連携強化や人材育成、県民の意識啓発等、幅広い対策に取り組んでいる。実績では、通告後24時間以内に安全確認できた割合は低下している。これは、警察に協力を求める等、24時間以内の安全確認に努める一方、居所不明児童の相談を積極的に受理した結果、安全確認が必要な通告が大幅に増加したためである。引き続き迅速な通告対応に努め、虐待の早期発見、重篤化防止につなげる。	4	児童虐待防止のため、継続。ただし、通告された児童に係る安全確認については、引き続き関係機関との連携を強化し、早期の安全確認に努めていく必要がある。			
			児童相談	再掲	健康福祉部	児童福祉課	県内3箇所の児童相談所で子どものあらゆる相談に応じるとともに、「こどもホットライン24」を設置し、24時間年中無休で電話相談や虐待通告に対応する。	児童相談受付件数	H22: 9,374件 H23: 9,233件 H24: 8,907件 H25: 9,389件 H26: 10,313件	9,450件	9,450件	9,500件	39,384	56,285	40,176	こどもホットライン24運営 11,057千円 H26 児童相談件数 4,011件 児童相談所の嘱託医師 4,741千円 児童相談所の運営費 22,413千円	児童虐待等、増加する児童相談に適切に対応することは県の責務である。市町村や警察等、関係機関との連携を強化しつつ、児童相談体制の整備に継続して取り組む必要がある。	4	児童虐待や子育てなど、児童に関する様々な相談に対応するための経費であり、継続。相談件数は増加傾向にあり、関係機関との連携強化が必要である。			
			一時保護		健康福祉部	児童福祉課	虐待を受けた子ども等を迅速に一時保護して安全を確保する。	一時保護所の定員	H22: 21人 H23: 21人 H24: 36人 H25: 36人 H26: 36人	36人	36人	36人	49,448	49,893	47,656	一時保護所の運営 47,656千円 H26 保護児童372人(延8,616人)	虐待を受けた子ども等を、迅速に適切に保護することは、県の責務である。今後も保護児童のきめ細かなケアに継続して取り組む必要がある。	4	一時保護所の運営に係る経費であり、継続。			

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)						
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標			予算額		H26事業結果	部局評価	財政課評価				
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	評価の考え方	評価の考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)						評価区分	評価区分	
			ぐんま学園運営	健康福祉部	児童福祉課	虐待を受けた子ども等を施設で保護育成し、自立を支援する。また、本館改修工事を行う。	児童の生活環境の向上	-	-	-	-	77,010	81,911	71,969	ぐんま学園の運営 69,582千円 H26入所児童38人(延295人) ぐんま学園の施設整備 1,195千円 ぐんま学園の学校教育 1,192千円	4	県内唯一の児童自立支援施設として、入所児童への支援が必要であり、今後も、より効果的な支援方法等を検討していく。	4	法令に基づき設置された児童自立支援施設の運営に係る経費であり、継続。	
			高齢者虐待対応支援	健康福祉部	介護高齢課	高齢者の権利擁護を推進するため、推進員の養成研修や身体拘束廃止事例検討会を開催するとともに、専門職チームによる高齢者虐待の処遇困難な事例等の相談窓口の設置や派遣事業などを市町村に対して実施する。	高齢者虐待対応専門職チームの活動実績	H22 : - H23 : 市町村派遣等 17回 延べ 27人 研修会 1回 H24 : 市町村派遣等 16回 延べ 21人 研修会 1回 H25 : 市町村派遣等 14回 延べ 21人 研修会 2回 事例集 600部 パンフレット 30,000部 H26 : 市町村派遣等 15回 延べ 23人 研修会 2回	市町村派遣 48回 研修会 1回	市町村派遣 48回 研修会 2回	市町村派遣 48回 研修会 1回	1,818	1,844	1,459	研修会及びシンポジウムの開催、並びに市町村への専門職チームの派遣等、計画どおり事業を実施し、介護保険施設等における高齢者の権利擁護の向上と、市町村における虐待事例の対応力の向上が図れた。	4	虐待対応を行う市町村に対しての相談窓口及び専門職チームの派遣について、利用されるよう引き続き周知を図っていく。 また、今までは発生件数のほとんどを占める家庭内での虐待に対する市町村の対応力向上を図ってきたが、今後は家庭内に加え、施設内で発生する虐待に対する対応力向上も図っていくため現場対応の研修を実施することとする。	4	法令に基づき実施する市町村支援事業であるため、継続。	
			障害者虐待防止対策支援事業	健康福祉部	障害政策課	障害者に対する虐待の未然防止や早期発見、虐待があった時の迅速かつ適切な対応、再発の防止を図るため、群馬県障害者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待を発見した者からの通報又は届出の受理、虐待を受けた障害者等への支援・相談を行うとともに、関係機関とのネットワーク体制の構築や、施設従事者・相談窓口職員等に対する研修を実施する。 また、障害者虐待に関する相談や通報等の窓口となる市町村虐待防止センターの機能強化のための支援を行う。	障害者虐待防止・権利擁護研修受講者数、及び開催日数	H23: 175人(1日) H24: 242人(5日) H25: 149人(6日) H26: 139人(4日)	延べ400人(6日)	延べ400人(6日)	延べ400人(8日)	4,595	4,474	3,578	相談窓口の開設(虐待の通報・届出の受理、市町村相互の連絡調整、情報提供、助言等) 関係機関との連携体制整備(虐待防止ネットワーク会議の開催・運営) 障害者虐待防止に係る広報・啓発(ポスターの作成・配布、出前講座の実施) 市町村への専門職チーム(弁護士、社会福祉士等)の派遣(処遇困難ケース等) 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施等	4	障害者の虐待防止・権利擁護を図るため、今後も継続して関係機関が連携を取りながら、事業を進めていく必要がある。	4	法令に基づき障害者権利擁護センター設置経費であり、継続。	
(2)認知症対策の推進																				
■ 認知症への理解を広める県民運動や認知症コールセンターの運営など、認知症高齢者や若年性認知症患者に関する普及啓発活動や相談支援活動に取り組みます。																				
			認知症への理解を深める県民運動推進	再掲	健康福祉部	介護高齢課	認知症に対する理解を促進するため、認知症サポーターの養成支援を行うとともに、一般県民や企業を対象とした啓発事業を行う。	①認知症サポーター養成数 ②認知症キャラバン・メイト養成数	①認知症サポーター養成数 H22 : 19,062人 H23 : 11,386人 H24 : 9,474人 H25 : 7,800人 H26 : 10,345人 ②キャラバン・メイト養成数 H22 : 136人 H23 : 86人 H24 : 75人 H25 : 102人 H26 : 148人 ※累計 認知症サポーター 84,371人 キャラバンメイト 1,001人	・認知症サポーター養成数 10,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人	・認知症サポーター養成数 10,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 100人	・認知症サポーター養成数 累計80,000人 ・認知症キャラバン・メイト養成数 累計1,000人	1,100	2,669	1,090	目標値達成に向け市町村と連携し、養成支援を図った。 認知症サポーター養成数 10,345人 認知症キャラバン・メイト養成数 148人	4	引き続き市町村と連携し、認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトの養成支援を行っていく。	4	認知症への理解促進を図るための事業であり、継続。
			認知症疾患医療センター運営		健康福祉部	介護高齢課	認知症疾患に関する早期診断・早期治療を行うとともに、介護部門との連携を図ることを目的に、県内10カ所の病院に「認知症疾患医療センター」を設置し運営する。	認知症疾患医療センターへの相談件数	H22 : 相談件数 1,969件 H23 : 相談件数 4,924件 H24 : 相談件数 6,485件 H25 : 相談件数 8,696件 H26 : 相談件数 9,580件	・相談件数 5,000件	・相談件数 5,000件	・相談件数 5,000件	22,500	22,786	15,523	認知症に関する専門医療相談、医療提供体制の充実により、相談件数、受診者数の実績が増加したほか、より円滑なセンター運営を図るため、担当者を集めた会議を開催し連携を行った。 相談件数 9,580件 受診者数 3,132人	4	今後も、引き続き相談体制の充実を図るとともに、地域とのネットワークづくりにも、積極的に取り組んでもらうよう支援を行っている。 また、現在、センター未整備の地域については、整備を検討する必要がある。	4	認知症の早期診断・早期治療及び地域の介護部門との連携を図る認知症疾患医療センター運営に係る経費であり、継続。
			認知症地域連携バス導入検討		健康福祉部	介護高齢課	認知症患者の病状等について関係者が情報共有し、適切な医療・介護を提供するための認知症地域連携バスの導入を検討する。	①情報共有ツールの作成等の会議の開催 ②モデル事業の実施地区の数	H24 : 会議開催 2回 H25 : 会議回数 2回 H26 : 会議回数 2回	・会議開催3回	・会議開催3回	・モデル地域1圏域(H26)	350	727	219	認知症の支援に携わる関係者が、認知症患者の病状、必要なケアについての情報を共有し、継続的な医療・介護の提供を行うことを目的に導入する認知症地域連携バス作成の検討を行った。 検討会議 2回開催	1	H26年度にモデル地域での試行的運用や関係者との検討を行い、H27年度に認知症地域連携バスを完成させ、県内へ普及する予定のため、事業終了とする。	1	モデル事業及び県内普及が終了したため、事業終了。

主な取組(B)	施策(C)	事業(D)	個別事業(E)										決算額	H26事業結果	事業の評価と改善の方向性(28年度予算への対応)										
			個別事業名 (予算上の事業または事項)	新規/再掲	担当部局	担当課	個別事業概要	成果(結果)を示す項目	目標・指標						予算額		H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)	H26 決算 (千円)	部局評価		財政課評価			
									実績値		目標値				H26 当初 (千円)	H27 当初 (千円)				H26 決算 (千円)	評価: 区分	評価の 考え方	評価: 区分	評価の 考え方	
									H22 H23 H24 H25 H26	H25 (前々年度)	H26 (前年度)	H27 (当年度)													
			認知症にかかる研修会開催など	健康福祉部	介護高齢課	かかりつけ医及び病院勤務の医療従事者を対象に認知症に対する知識の普及を図るための研修会を開催するとともに認知症サポート医の養成支援等を行う。	①かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講医師数 ②認知症サポート医の養成数	①かかりつけ医研修受講医師数 H22: - H23: 46人 H24: 51人 H25: 37人 H26: 50人 ②認知症サポート医の養成数 H22: 6人 H23: 6人 H24: 6人 H25: 7人 H26: 8人	・かかりつけ医70人	・かかりつけ医70人	・かかりつけ医70人	853	1,218	737	かかりつけ医の認知症対応力向上を図るための研修会の開催や、認知症患者の診療に熟知し、かかりつけ医へ助言等の支援を行う認知症サポート医の養成を行い、地域での支援体制の強化を図った。かかりつけ医 50人、認知症サポート医 8人(累計54名)	4	今後も引き続き、かかりつけ医への研修、認知症サポート医の養成を行い、地域での支援体制の強化を図っていく。	4	地域における認知症医療のための研修会に係る経費であり、医療従事者の資質の向上のために継続。						
			若年性認知症対策	健康福祉部	介護高齢課	若年性認知症に対する理解の促進と一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるよう、普及啓発及び支援体制の整備を行う。	①パンフレット作成数 ②若年性ケア・モデル事業の実施箇所数	①パンフレット作成数 H22: - H23: パンフレット作成(10,000部) H24: - H25: - ②ケア・モデル事業実施箇所数 H22: - H23: - H24: 3ヶ所 H25: 3ヶ所	・ケア・モデル事業の実施事業所3ヶ所	・ケア・モデル事業の実施事業所3ヶ所	・パンフレット作成(10,000部)(H26)	189	190	143	市町村、地域包括支援センター職員、企業関係者等を対象に、若年性認知症に対する理解促進、普及啓発を目的とした研修会を開催した。研修会1回開催	4	若年性認知症に対する理解促進、啓発のための研修会を開催し、モデル事業の結果を踏まえ、モデル事業が県内の事業所で普及するよう対応を図っていく。	4	若年性認知症患者が適切な対応を受けられるように、啓発等を進める事業であるため、継続。						
			認知症コールセンター設置運営事業	健康福祉部	介護高齢課	認知症の方の継続的な在宅生活を支援するため、家族等が抱える心配事や介護に関する疑問などに応える認知症コールセンターを運営する。	認知症コールセンターの相談実績	認知症コールセンター相談件数 H22: 184件 H23: 315件 H24: 405件 H25: 335件 H26: 445件	相談数500件	相談数500件	相談数500件	807	3,092	197	相談件数 445件 相談内容 認知症の症状と対応方法 149件 医療・薬に関すること 59件 介護者のストレス・愚痴等 138件 介護保険サービス 56件 人間関係 19件 その他 24件	4	在宅で認知症高齢者を介護する家族や本人の介護方法等に対する疑問の解消のみならず、精神的負担感の軽減を図り、認知症高齢者の継続的な在宅生活を支援する必要があるため、積極的に周知していく。(H27年度より群馬県社会福祉事業団へ委託)	4	本人・家族の相談先は必要であるが、相談件数、相談実態をふまえて、市町村事業への移行を検討する必要がある。						
(3)自殺対策の推進																									
■心の悩みを抱える人への相談支援やゲートキーパー養成など、関係機関と連携し、総合的な自殺対策を推進します。																									
			地域自殺対策強化事業	健康福祉部 産業経済部 教育委員会	障害政策課 労働政策課 義務教育課 高校教育課	H26年度まで「地域自殺対策緊急強化基金」により実施していた自殺対策事業を継続して実施する。 相談支援体制の充実やゲートキーパー等の人材養成などの自殺対策事業を行うとともに、市町村やNPO団体等が行う地域の実情に応じた自殺対策を支援する。	①年間自殺者数 ②ゲートキーパー養成数とスキルアップ研修受講数	①年間自殺者数 H23: 476人 H24: 459人 H25: 492人 H26: 396人 ②ゲートキーパー養成数とスキルアップ研修受講数 H23: 1,139人 H24: 3,236人 H25: 2,287人 H26: 2,629人	①450人以下	①- ②(H23~25)4,000人	①430人以下 ②(H23~26)4,350人	①430人以下 ②(H23~27)4,700人	57,050	31,970	57,749	地域自殺対策緊急強化基金を活用し、普及啓発や人材育成事業を実施。市町村や関係団体等が行う相談窓口の設置、人材養成、普及啓発事業等に対し、支援した。	4	相談窓口の充実やゲートキーパー等の養成が進むなど成果があった。H26年の自殺者数は減少したものの、H27年は再度増加の傾向にある。自殺対策は長期的に行う必要があることから、事業の有効性を検討し、重点化を図りながら取り組みを継続する必要がある。	4	自殺を減少させるために必要な事業であり、継続。					
			自殺対策	健康福祉部	障害政策課	自殺対策連絡協議会を開催するとともに、自殺やこころの病に対する正しい知識の普及、自死遺族支援、自殺未遂者支援等を行う。	同上	同上	同上	同上	同上	2,021	1,997	795	総合的な自殺対策を推進するため自殺対策連絡協議会を開催するなど、関係機関との連携を図るとともに、かかりつけ医対応力向上研修の実施や自死遺族への支援事業等を行った。	4	H26年は自殺者数が減少したものの、H27年は再度増加の傾向にあることから、関係機関と連携した総合的な対策を継続的に行う必要がある。	4	行政や関係機関、団体が連携し、総合的な自殺対策を推進するための連絡協議会等の経費であり、継続。						
4 社会的に弱い立場の人を守る対策の推進 小計 2,590,832																									